

「横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱における
犬又は猫の引取り手数料減免要領」の制定について
～皆様の御意見を募集します～

1 趣旨

本市では、多頭飼育問題が発生した場合に、飼育場所の衛生環境又は飼育場所周辺的生活環境が悪化している状況を改善するための対策事業を今年度から「横浜市多頭飼育問題対策事業試行要綱」を定めて、試行的に実施する予定です。

今回の意見公募は、この対策事業において、対象となる飼い主が動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づき犬又は猫の引取りを求めた場合、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第19条第1項第5号に規定する犬又は猫の引取り手数料及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第14条第2号に規定する犬又はねこの引取り手数料（以下「手数料」という。）を、条例第19条第4項の規定により減免する場合の要領を定めるために実施します。

2 概要

次の各条件を満たし、審査の結果、手数料の納付が困難と認められた場合に、手数料の全額を免除します。

- (1) 飼い主が自身の飼う犬又は猫の引取りを本市に求める場合であって、飼い主より飼育場所の衛生環境が損なわれている旨の申し出、又は飼育場所周辺住民より飼育場所周辺的生活環境が損なわれている旨の申し立てがあり、かつ、本市にその受け付けた記録がある場合
- (2) 以下のいずれかに該当する飼い主から手数料の減免申請があった場合
 - ア 生活保護法第6条第1項の被保護者
 - イ 生活保護法第6条第2項の要保護者で、現に同法第2条の保護を受けていない者
 - ウ 住民税非課税世帯